



# HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	<国際共同研究>東アジア文化と近代法（12） 目次・はしがき
Author(s)	鈴木, 賢; SUZUKI, Ken
Citation	北大法学論集, 53(3), 195-197
Issue Date	2002-09-25
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/15154">https://hdl.handle.net/2115/15154</a>
Type	departmental bulletin paper
File Information	53(3)_p195-197.pdf



# 東アジア文化と近代法（一二）

東アジア比較法文化研究会

## 目次

はしがき

報告一 現代における政治の脱国家化と「近代」の克服

—— 二一世紀東アジア法哲学の課題設定のために ——

報告二 転換時代の法実践と法哲学

鈴木 賢（北海道大学）

今井 弘道（北海道大学）

朴 恩正（韓国・梨花女子大学校）

翻訳 岡 克彦（長崎県立大学）

報告三 二一世紀中国法学の課題

李 步雲（中国・中国社会科学院法学研究所）

報告四 中国の経済自由化と中台兩岸私法規範の統合

翻訳 廣瀬 眞弓（北海道大学大学院生）  
朱 柏松（台湾・台湾大学）

報告五 二一世紀における市場秩序の変化と韓国競争法の域外適用

翻訳 宇田川 幸則（関西大学）  
申 鉉允（韓国・延世大学校）

報告六 試論・東アジア法系の成立可能性

報告七 不公正な取引方法に関する日韓両国独占禁止法の比較法的検討

翻訳 中山 武憲（名古屋経済大学）  
中山 武憲（名古屋経済大学）

はしがき

「日韓経済法とその背景的文化的比較研究——アジアの競争原理の可能性の探求——」は、それぞれさらに日本学術振興会科学研究費補助金を与えられ、研究継続が認められた。

北海道大学法学研究科を中心に長年にわたって日韓で共同研究を続けてきたわれわれの研究チームは、平成一二年度からは共同研究者に中国の研究者をも加えて、研究の対象を東アジア全体（当面、日本、韓国、中国、台湾、香港など）に拡大することとなった。同時に同年から三年間の予定で法哲学班（研究代表Ⅱ今井弘道教授、基盤研究B（一）「東アジア法文化の現状と未来——『アジア的価値』と近代西洋法の対立に即して——」、経済法班（研究代表Ⅱ裨貫俊文教授、基盤研究B（一）

そこでさっそく、このクルルの最初の年度にあたる二〇〇一年三月六日、七日の両日、韓国、中国、台湾から研究者を招聘して、国際ワークショップ「東アジアにおける法学の二一世紀的課題」（北海道大学大学院法学研究科付属高等法政教育研究センターと共催）を北海道大学において開催した。本号に掲載する報告一から報告六までは、このワークショップにおいて発表されたものである。実はここに掲載した六本の報告のほか、

韓堅愚教授（韓国・延世大学校）、「二一世紀サイバースペースと情報の自由および規制」、韓大元教授（中国・中国人民大学）「法文化の多様性と東アジア的法治の価値」の二本が報告されている。しかし、今回は残念ながら日本語への翻訳が間に合わなかったため、号を改めて本誌へ掲載をお願いする予定である。このワークショップには韓国、中国、台湾を代表する法学者を多数お迎えして、実りの多い議論を交わすことができたいと思う。

また、報告七は二〇〇二年三月一八日、韓国の研究協力者を招いて沖縄で開催した経済法班の合同研究会において報告された研究成果である。なお、中山教授は本研究チームでの研究成果を集大成して『韓国独占禁止法の研究』（二〇〇一年、信山社）を上梓されている。併せてご参照いただきたい。

二〇〇二年一月一七日、一八日、香港（香港大学および香港城市大学）で第四回東アジア法哲学シンポジウムが開催され、本チームからも多数の研究者が報告、討論に参加した。その際の成果も順次、次号以降に掲載することを予定している。なお、二〇〇四年の秋には第五回東アジア法哲学シンポジウムを、本研究チームが中心となって、北海道大学において開催することが決定している。

（文責 鈴木 賢）